

[事案 2019-254] 契約解除取消請求

・令和2年7月6日 和解成立

<事案の概要>

故意による不告知ではないことを理由に、告知義務違反による解除の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

入院し甲状腺悪性腫瘍手術を受けたため、平成30年8月に契約したがん保険にもとづき給付金を請求したところ、告知義務違反により契約を解除された。しかし、以下の理由により、解除を取り消して給付金を支払ってほしい。

- (1)平成30年2月初診時の頸部MRI検査では異常なしであった。
- (2)同年4月の同検査で、甲状腺の大きさについて指摘を受けたが正常範囲内と診断され、半年後の診察を勧められただけであり、「甲状腺左葉腫瘍」と告げられた事実や、経過観察、半年後の甲状腺エコー再検を勧められた事実はない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)調査結果によれば、申立人は、初診時の頸部MRI検査で、検査・経過観察を勧められ、次回診察・検査予約を入れている。
- (2)平成30年4月の受診時には、甲状腺左葉腫瘍10mmと診断を受け、経過観察、半年後の甲状腺エコー再検を勧められている。
- (3)経過観察中の病変について、医師は、がん（悪性新生物）、上皮内新生物、異形成やその疑いを否定していない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社より、医師への再度の確認結果を考慮した和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。